

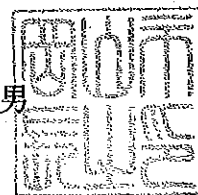
岡山市中山下一丁目1番地区第一種市街地再開発事業の
施行地区となるべき区域の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、平成25年4月2日付けで岡山市北区中山下一丁目1番地区の権利者から申請のあった市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を、同条第2項の規定に基づき公告する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項の規定に基づき、公告のあった日から起算して30日以内に岡山市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならないので留意されたい。

平成25年4月18日

岡山市長 高谷 茂 男



1. 設立予定の組合名称

岡山市中山下一丁目1番地区市街地再開発組合

2. 施行地区となるべき区域の名称

岡山市北区中山下一丁目1番地区

(岡山市北区中山下一丁目1番101, 102, 103, 104, 105,
106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114,
115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123,
124, 125, 126)

3. 施行地区を表示する図面の縦覧場所

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所6階 都市整備局市街地整備課

4. 縦覧期間

平成25年4月18日から5月1日まで

5. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで
ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く